

## 特別非課税貯蓄限度額変更申告書の記載要領等

- 1 この申告書は、貯蓄者が既に提出した特別非課税貯蓄申告書に記載したその販売機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を変更しようとする場合に、変更後の最高限度額等を記載し、その販売機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
  - (2) 「変更後の最高限度額」「変更前の最高限度額」及び「非課税扱いの申告をしている他の公債に係る最高限度額の合計額」欄に、金額を記載してください。
  - (3) 「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の「所在地」、「名称」を記載してください。
  - (4) 「特別非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、特別非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。
  - (5) 「営業所番号」欄に、8桁の営業所番号を記載してください。
  - (6) 「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。
  - (7) 「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。
  - (8) 「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。